

保安機関の概要と保安機関認定更新（胆振総合振興局管轄分）について

2012年8月更新

1.認定番号には意味があります（当組合の例）

01L5533RA
↑ ↑
01は北海道の番号 ②から⑥まで認定を受けるとRAとなる
(末尾のアルファベットで認定内容がわかる)

認定は7項目です。

- ① 供給開始時点検・調査
- ② 容器交換時等供給設備点検
- ③ 定期供給設備点検
- ④ 定期消費設備調査
- ⑤ 周知
- ⑥ 緊急時対応
- ⑦ 緊急時連絡

上記7項目のうち②から⑥までの5項目の認定を取得すると認定番号の末尾がRAとなり①から⑦まですべての保安認定業務が実施できます。但し、

②から④までの認定を取得すると①の供給開始時点検・調査も実施できますが、その戸数は②から④までのうちの最小認定戸数を超える事はできません。
つまり②から④までの消費者数のうち、最小数が1000戸で取得している場合は、①も1000戸となり他社の供給開始時点検・調査は受託出来ません。
又、①から④の戸数は実際に点検・調査する戸数ではなく受託総消費者戸数となります。

2.認定の有効期間

認定の有効期間は5年間です。北海道では、期限切れ60日前から更新手続きを受付けています。

(例) 平成19年12月10日付で認定を受けた場合は、平成24年12月9日に認定切れとなるので、その60日前に更新手続きが出来るように準備をしてください。

3.認定更新の準備について

認定更新は原則的に、**前回認定を受けた同一内容**でなければなりません。従いまして認定更新にあわせて認定内容を変更しても受理されません。変更したい場合は変更の手続きと更新の手続きの全ての書類を用意して更新に備えてください。

(重要！)

LPガス賠償責任保険の消費者数と認定更新の消費者数の整合性が重要です！
認定更新には直近の「LPガス販売事業者賠償責任保険」「LPガス受託認定保安機関賠償責任保険」の写が必要です。前回更新時の消費者数を超える場合は「一般消費者等の数の増加申請書」等が必要となります。
消費者が減少して賠償責任保険の消費者数を減少させた場合は「一般消費者等の数の減少届書」等が必要となります。

4.更新の手順

- ① 自社の認定日を確認して提出日・準備期間を逆算する。
- ② 認定内容に変更がないか検討する。
- ③ 書類の作成

変更なし	<p>通常の更新（手数料必要）</p> <p>保安機関認定更新申請書（様式第14） 収入証紙ちょう付用紙 欠格事項に該当しないこと等を誓約した書面 損害賠償の支払い能力を証する書面 （LPガス業者損害賠償責任保険加入依頼引受証の写） （LPガス受託認定保安機関賠償責任保険加入依頼引受証の写） 保安業務計画書（様式第13） 従事者資格一覧表</p>
変更あり	<p>消費者の増加（手数料必要）</p> <p>一般消費者の数の増加認可申請書（様式第15） 収入証紙ちょう付用紙 保安業務規程変更認可申請書（様式第18） 保安業務計画書（様式第13） 変更後の保安業務規程 保安業務用機器数算定表 保安業務資格者数算定表 （増加したLPガス業者損害賠償責任保険加入依頼引受証の写） （増加したLPガス受託認定保安機関賠償責任保険加入依頼引受証の写）</p> <p style="color: red;">※消費者の数の増加申請認可後に認定更新を行う</p>
変更あり	<p>消費者の減少（手数料不要）</p> <p>一般消費者等の数の減少届書（様式第16） 保安業務規程変更認可申請書（様式第18） 保安業務計画書（様式第13） 変更後の保安業務規程</p> <p style="color: red;">※消費者の数の減少の届出後に認定更新を行う</p>
変更あり	<p>保安業務区分の追加（手数料必要）は2通りの方法がある</p> <p>① 追加分の認定申請をして、更新する。 <u>注 認定日が異なるため5年後の更新日も異なる</u> 保安機関認定申請書（様式第12） 収入証紙ちょう付用紙 保安業務規程変更認可申請書（様式第18） 変更後の保安業務規程</p> <p style="color: red;">※上記の後に認定更新を行う</p> <p>② 保安業務を廃止し、新たに保安機関認定申請する。 <u>注 認定日が同一なので5年後の更新日も同じ</u> 保安業務廃止届書（様式第25） 保安機関認定申請書他一式</p>
変更あり	<p>住所・氏名・代表者等の変更</p> <p>保安機関変更届出書（様式第20） 上記の他に通常の更新を実施</p>

※申請用紙は2部作成して1部自社控えとします。提出は正1部とし、収入証紙を貼付して提出します。変更のない更新は郵送でかまわないと思われませんが、変更のある場合は、書類の年月日を空欄にして作成、振興局担当者の意見を聞いてから年月日を記入することをお勧めします。尚、振興局に持参する場合は事前に了解を取る事をお勧めします。

5.手数料（平成24年8月現在）

●保安機関

項目	単位	NO.	金額	早見表		
保安業務の認定	基本額（1件につき）		34,000	1： 40,900	4： 61,600	7： 82,300
	保安業務区分額（1区分につき） 〔認定手数料＝基本額＋区分額×区分数〕		6,900	2： 47,800	5： 68,500	
				3： 54,700	6： 75,400	
保安業務区分の認定更新	基本額（1件につき）		14,000	1： 20,900	4： 41,600	7： 62,300
	保安業務区分額（1区分につき） 〔認定手数料＝基本額＋区分額×区分数〕		6,900	2： 27,800	5： 48,500	
				3： 34,700	6： 55,400	
一般消費者の数の増加認可	基本額（1件につき）		20,000	1： 26,900	4： 47,600	7： 68,300
	保安業務区分額（1区分につき） 〔認定手数料＝基本額＋区分額×区分数〕		6,900	2： 33,800	5： 54,500	
				3： 40,700	6： 61,400	